

公正証書ア・ラ・カ・ル・ト～公正証書とは～

著者名 藤原勇喜（元法務省法務総合研究所教官・元法務省民事局調査官・元公証人／現藤原民事法研究所代表）

A5判 価格 1,000円＋税（2016年 朝陽会）

元法務省民事局調査官、そして元公証人として数多くの事案を手がけた筆者が、心を込めて「公正証書を活用しよう！」と提案する“公正証書ア・ラ・カ・ル・ト”シリーズの入門編。どんなときに、どんな風に公正証書が役に立つのかを教えてください。

〔帯から〕

公正証書を使いこなそう！

公に認められた“証文”だから、効果は最強。

遺言、売買契約、養育費の支払い、成年後見などなど、しっかり決められます。

相談料は無料！ 公証人役場へ行ってみよう！

〈目次〉

- ・日本で公正証書が利用されるようになったのは、いつごろですか。よその国はどうですか。
- ・公正証書にはどんな利点があるのですか？
- ・なぜ、遺言は公正証書がよいと言われるのでしょうか？
- ・誰でも遺言を公正証書ですることができるのですか？
- ・公正証書でした遺言を書き直したいのですが。
- ・私1人では不安なので、夫と一緒に遺言公正証書を作成したいのですが。
- ・家業を継いでいる息子に全財産を相続させる公正証書遺言を作成したいのですが。
- ・結婚した娘に、不動産ではなくお金をという趣旨の公正証書を作成したいのですが。
- ・子どもに全財産を相続させ、協議で財産を分けることとする遺言公正証書を作成したいのですが。
- ・遺産の分け方についてやっと合意ができたのですが、公正証書で作成できます

か。

- 家業を継いでいる次男にお墓を承継させたいのですが。
- 土地の売買契約公正証書を作成し、所有権移転の仮登記をした直後に売り主が亡くなりました。本登記はできますか。